

第2期堺市消費者基本計画における消費者教育に係る骨子（案）

1 消費者教育の推進の意義

- (1) 消費者を取り巻く現状と課題
- (2) 消費者教育の意義
 - ・消費者教育の考え方と必要性

2 消費者教育の推進の基本的な方向

- (1) 体系的推進のための取組の方向
 - ①各ライフステージでの体系的な実施
 - ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な実施
 - ②消費者の年齢、性別、障がいのある方等への配慮
 - ③学校、地域、家庭等の様々な場への配慮
- (2) 各主体の役割と連携
 - ①消費者行政と教育行政等との連携
 - ・消費生活センターと教育委員会、福祉部局等との連携
 - ②各主体との連携
 - ・消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、その他関係団体との連携

3 消費者教育の推進の内容

- (1) 様々な場における消費者教育
 - ①学校等における消費者教育
 - ・小学校、中学校等における消費者教育の推進
 - ・大学等における消費者教育の推進
 - ②地域社会における消費者教育の推進
 - ③家庭における消費者教育の推進
- (2) 消費者教育の担い手の支援、連携
 - ①学校等における担い手
 - ②地域における担い手
- (3) 関連する他の消費者施策との連携